

# 2026



## 京都の

# 労働災害の現状

### 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

#### 計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上の死傷者数を減少させる（令和4年確定値）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

#### 8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

— 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて —

## 京都労働局

令和8年5月



# 目次

## 労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去68年（昭和33年～令和7年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成28年～令和7年）	4, 5
3	令和7年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷災害）	6
3-1	業種別（対前年比較）	7
3-2	監督署別（対前年比較）棒、円グラフ	8
3-3	監督署別（業種別）	9
3-4	業種別・事故の型別	10
3-5	業種別・起因物別	11
3-6,7	事故の型別・起因物別（円グラフ）	12
3-8,9	重点業種別、事故の型別・起因物別（棒グラフ）	13
3-10,11	事業場規模別・年齢別（棒グラフ）	14, 15
3-12	高齢労働者の労働災害発生状況	16
4	死亡災害の推移 過去68年（昭和33年～令和7年）	17
5	令和7年 死亡災害発生状況（対前年比較）	18
6	令和7年 死亡災害一覧	19

## 健康確保関係

7	令和7年 定期健康診断実施状況（業種別）	20
8	定期健康診断の実施状況	21
8-1	有所見率（%）等の推移（過去20年間）	22
8-2	業種別・健診項目別有所見率（令和7年）	23
9	令和7年 特殊健康診断実施状況（対象業種別）	24
10	令和7年 指導勧奨による特殊健康診断実施状況（対象業種別）	25, 26

## 参考資料

11	労働者死傷病報告等労働安全衛生法関係手続きの電子申請義務化	27
12	京都労働局第14次労働災害防止推進計画の概要	28
13	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	29, 30
14	SAFEコンソーシアム・SAFEアワードのご案内	31, 32
15	転倒による労働災害防止に向けた取組の徹底について	33
16	高齢者の労働災害防止のための指針の概要（エイジフレンドリー指針）	34～37
17	外国人労働者に適切な安全衛生教育等を実施しましょう	38, 39
18	「病気を抱えながら働く人を応援する事業者の皆様へ」 「治療を続けながら働く事業者の皆様へ」	40
19	労働者数50人未満の事業者の皆さまへ ストレスチェックが義務になります！	41
20	建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されています	42
21	化学物質リスクアセスメント等の対象となる物質が追加されます	43
22	職場における熱中症対策の強化について	44
23	お役立ちリンク集（安全・衛生）	45

## はしがり

京都府内の労働災害による死亡者数は、多くの関係者の努力により、長期的には減少し、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は増加傾向にあります。

また、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年の約6,200人から減少し、平成20年以降は2,500人前後で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。

令和7年の労働災害による死亡者数は、全産業で7人となり、前年の5人と比べて2人増加しました。また、休業4日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染関連の労働災害55人を除くと2,694人となり、前年比134人、5.2%増加しています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和7年は**61.88%**（対前年比**1.29**ポイント増加）と全国平均値**59.68%**を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しています。

本年度は、「京都労働局 第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度の5年間）の4年目となります。計画の目標では、第14次防期間の死亡者数を52人以下とし、令和4年と比較して令和9年の死傷者数を減少させるとしています。

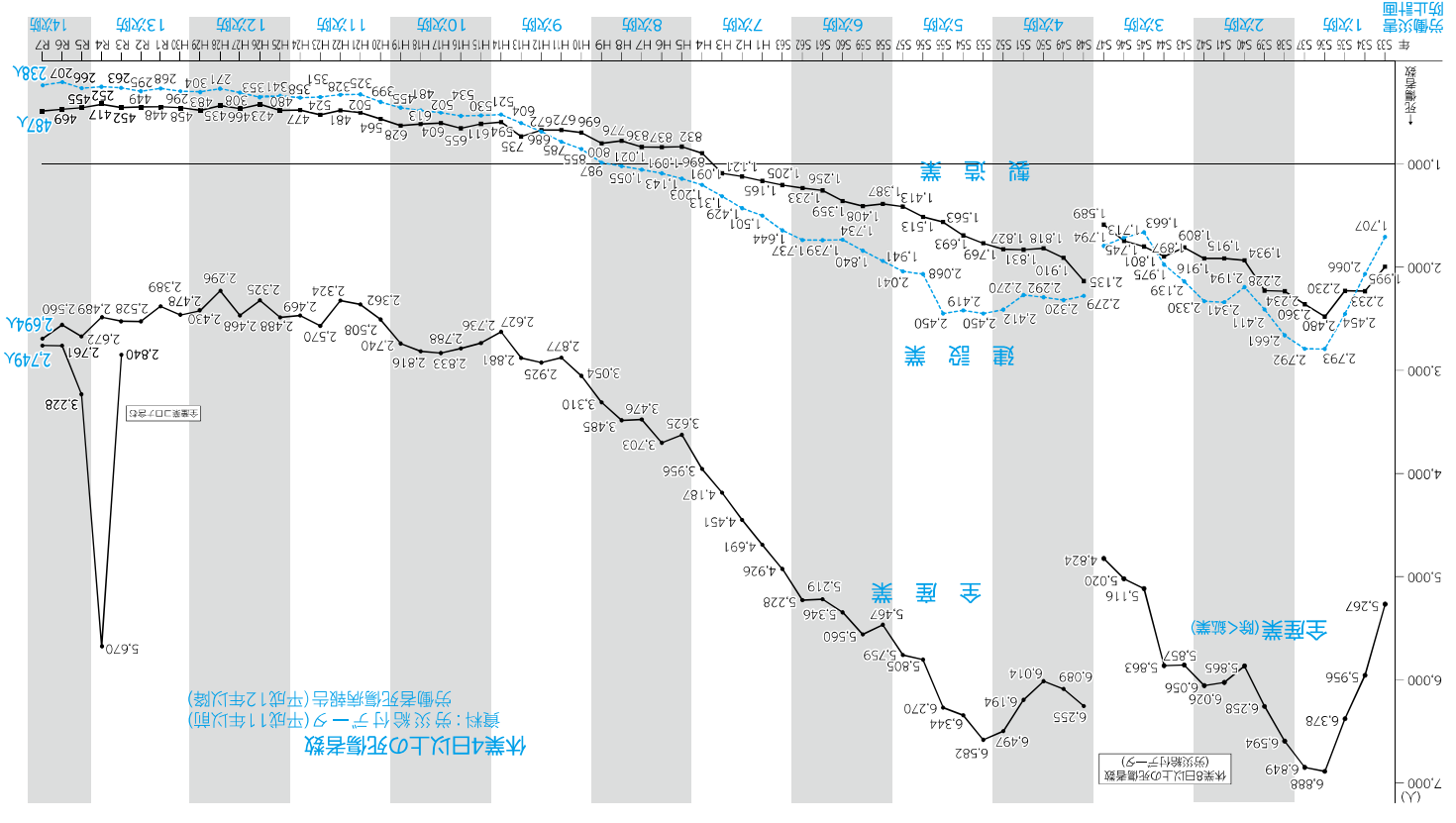
1年目から目標の達成が厳しい状況となっており、**労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、同計画の定める「8つの重点対策」**である

- ①「**自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**」
- ②「**労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**」
- ③「**高齢労働者の労働災害防止対策の推進**」
- ④「**多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**」
- ⑤「**個人事業主等に対する安全衛生対策の推進**」
- ⑥「**業種別の労働災害防止対策の推進**」
- ⑦「**労働者の健康確保対策の推進**」
- ⑧「**化学物質等による健康障害防止対策の推進**」

と、重点対策における取組の進捗状況を確認する「**アウトプット指標**」及びその取組の成果として期待される事項の達成目標となる「**アウトカム指標**」を設定して、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画に推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

# 1 労働災害発生状況の推移 1次防から過去68年(昭和3年~令和7年)



## 2-1 年別・業種別 労働災害発生状況(平成28年~令和2年)

京都労働局

業種	年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
<b>全産業</b>		<b>2,296</b> ⑧	<b>2,430</b> ⑫	<b>2,478</b> ⑨	<b>2,389</b> ④	<b>2,528</b> ⑨
<b>製造業</b>		<b>435</b>	<b>483</b> ③	<b>458</b> ①	<b>448</b> ①	<b>449</b> ①
食品製造業		143	151	153	148	150
繊維工業・繊維製品製造業		15	26	15	25	8
木材・木製品・家具等製造業		19	27	18	14	25
パルプ・紙・印刷・製本業		29	39	26	29	22
化学工業		20	24	29	30	31
窯業土石製品製造業		18	16	13	10	14
鉄鋼・非鉄金属製造業		15	9	11	16	12
金属製品製造業		54	63	46	58	60
一般機械器具製造業		23	37	45	44	42
電気機械器具製造業		30	27	28	30	25
輸送用機械等製造業		13	18	21	13	9
電気・ガス・水道業		4	0	2	2	4
その他の製造業		52	46	51	29	47
<b>鉱業</b>		<b>3</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>6</b> ①
<b>建設業</b>		<b>271</b> ⑫	<b>304</b> ⑩	<b>296</b> ③	<b>268</b> ⑦	<b>295</b> ②
土木工事業		47	67	50	48	62
建築工事業		170	187	202	160	169
木造家屋等建築工事業		57	45	57	33	42
その他の建設業		54	50	44	60	64
<b>運輸業</b>		<b>410</b> ①	<b>412</b> ④	<b>430</b> ①	<b>369</b> ①	<b>378</b> ②
鉄道等・道路旅客運送業		156	135	129	117	74
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		252	275	300	250	303
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	1	2	1
<b>農林・畜産・水産業</b>		<b>73</b> ③	<b>65</b>	<b>77</b>	<b>64</b>	<b>62</b>
林業		36	26	30	26	23
<b>商業</b>		<b>336</b> ①	<b>331</b> ②	<b>363</b> ④	<b>358</b> ①	<b>369</b> ②
小売業		232	257	248	254	253
<b>金融・広告業</b>		<b>22</b>	<b>22</b>	<b>23</b>	<b>32</b>	<b>32</b>
<b>保健衛生業</b>		<b>276</b>	<b>272</b>	<b>288</b>	<b>317</b>	<b>459</b> ①
社会福祉施設		216	211	214	232	317
<b>接客娯楽業</b>		<b>176</b> ①	<b>187</b>	<b>223</b>	<b>194</b>	<b>171</b>
旅館業		37	42	43	38	28
飲食店		117	118	136	114	113
ゴルフ場の事業		14	9	15	18	13
<b>清掃・と畜業</b>		<b>126</b>	<b>153</b> ①	<b>121</b>	<b>119</b> ①	<b>117</b>
ビルメンテナンス業		53	72	55	53	70
産業廃棄物処理業		35	30	30	27	21
<b>その他</b>		<b>168</b>	<b>193</b> ①	<b>197</b>	<b>219</b> ⑦	<b>190</b>
警備業		31	28	32	32	46

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上(除く)の死者数。○数字は死亡災害報告による死者数。

### 2-2 年別・業種別 労働災害発生状況(令和3年～令和7年)

(令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業種	年別					令和7年
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
<b>全産業</b>	<b>2,528</b> (15)	<b>2,489</b> (10)	<b>2,672</b> (17)	<b>2,560</b> (5)	<b>2,694</b> (7)	<b>2,694</b> (7)
<b>製造業</b>	<b>452</b> (2)	<b>417</b>	<b>455</b> (5)	<b>469</b> (2)	<b>487</b>	<b>487</b>
食料品製造業	139	148	156	179	173	173
繊維工業・繊維製品製造業	12	22	19	14	23	23
木材・木製品・家具等製造業	22	11	21	16	15	15
パルプ・紙・印刷・製本業	35	25	47	24	30	30
化学工業	21	33	32	29	42	42
窯業土石製品製造業	18	7	14	12	13	13
鉄鋼・非鉄金属製造業	11	11	10	17	19	19
金属製品製造業	56	46	55	47	49	49
一般機械器具製造業	56	41	29	40	25	25
電気機械器具製造業	23	13	25	32	25	25
輸送用機械等製造業	12	15	5	11	16	16
電気・ガス・水道業	3	2	2	1	5	5
その他の製造業	44	43	40	47	52	52
<b>鉱業</b>	<b>3</b> (1)	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>5</b>
<b>建設業</b>	<b>263</b> (1)	<b>252</b> (5)	<b>266</b> (3)	<b>207</b>	<b>238</b> (2)	<b>238</b> (2)
土木工事業	47	53	47	31	51	51
建築工事業	161	163	132	125	130	130
木造家屋等建築工事業	35	33	42	32	38	38
その他の建設業	55	36	87	51	57	57
<b>運輸業</b>	<b>402</b> (1)	<b>411</b>	<b>403</b> (4)	<b>366</b> (2)	<b>347</b> (1)	<b>347</b> (1)
鉄道等・道路旅客運送業	77	76	86	84	100	100
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	325	332	316	276	242	242
その他の運輸交通・港湾運送業	0	3	1	6	5	5
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>59</b> (1)	<b>58</b> (1)	<b>68</b> (1)	<b>58</b>	<b>50</b>	<b>50</b>
林業	20	19	25	19	18	18
<b>商業</b>	<b>387</b> (2)	<b>371</b> (1)	<b>413</b> (2)	<b>411</b>	<b>493</b> (2)	<b>493</b> (2)
小売業	297	281	301	296	323	323
<b>金融・広告業</b>	<b>26</b>	<b>23</b>	<b>19</b>	<b>21</b>	<b>20</b>	<b>20</b>
<b>保健衛生業</b>	<b>424</b>	<b>389</b>	<b>435</b> (1)	<b>411</b>	<b>471</b>	<b>471</b>
社会福祉施設	322	272	347	304	350	350
<b>接客娯楽業</b>	<b>177</b>	<b>197</b>	<b>232</b>	<b>243</b>	<b>232</b>	<b>232</b>
旅館	33	37	57	57	50	50
飲食店	105	118	138	142	149	149
ゴルフ場の事業	20	19	17	12	15	15
<b>清掃・と畜業</b>	<b>118</b> (3)	<b>154</b> (2)	<b>172</b>	<b>151</b> (1)	<b>131</b>	<b>131</b>
ビルメンテナンス業	75	82	106	81	76	76
産業廃棄物処理業	25	28	23	35	26	26
<b>その他</b>	<b>217</b> (4)	<b>215</b> (1)	<b>208</b> (1)	<b>219</b>	<b>220</b> (2)	<b>220</b> (2)
警備業	48	35	31	28	46	46

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

### 3-1 令和7年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業種	年別	休業4日以上の死傷災害			増減率 (%)	死亡災害		
		7年	6年	対前年増減		7年	6年	対前年増減
<b>全産業</b>		<b>2,694</b>	<b>2,560</b>	<b>134</b>	<b>5.2</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
<b>製造業</b>		<b>487</b>	<b>469</b>	<b>18</b>	<b>3.8</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-2</b>
食料品製造業		173	179	-6	-3.4			
繊維工業・繊維製品製造業		23	14	9	64.3			
木材・木製品・家具等製造業		15	16	-1	-6.3			
パルプ・紙・印刷・製本業		30	24	6	25.0			
化学工業		42	29	13	44.8			
窯業土石製品製造業		13	12	1	8.3			
鉄鋼・非鉄金属製造業		19	17	2	11.8			
金属製品製造業		49	47	2	4.3			
一般機械器具製造業		25	40	-15	-37.5			
電気機械器具製造業		25	32	-7	-21.9			
輸送用機械等製造業		16	11	5	45.5			
電気・ガス・水道業		5	1	4	400.0			
その他の製造業		52	47	5	10.6			
<b>鉱業</b>		<b>5</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>25.0</b>			
<b>建設業</b>		<b>238</b>	<b>207</b>	<b>31</b>	<b>15.0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
土木工事業		51	31	20	64.5			
建築工事業		130	125	5	4.0	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
木造家屋等建築工事業		38	32	6	18.8			
その他の建設業		57	51	6	11.8			
<b>運輸業</b>		<b>347</b>	<b>366</b>	<b>-19</b>	<b>-5.2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>
鉄道等・道路旅客運送業		100	84	16	19.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		242	276	-34	-12.3	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>
その他の運輸交通・港湾運送業		5	6	-1	-16.7			
<b>農林・畜産・水産業</b>		<b>50</b>	<b>58</b>	<b>-8</b>	<b>-13.8</b>			
林業		18	19	-1	-5.3			
<b>商業</b>		<b>493</b>	<b>411</b>	<b>82</b>	<b>20.0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
小売業		323	296	27	9.1	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
<b>金融・広告業</b>		<b>20</b>	<b>21</b>	<b>-1</b>	<b>-4.8</b>			
<b>保健衛生業</b>		<b>471</b>	<b>411</b>	<b>60</b>	<b>14.6</b>			
社会福祉施設		350	304	46	15.1			
<b>接客娯楽業</b>		<b>232</b>	<b>243</b>	<b>-11</b>	<b>-4.5</b>			
旅館		50	57	-7	-12.3			
飲食店		149	142	7	4.9			
ゴルフ場の事業		15	12	3	25.0			
<b>清掃・と畜業</b>		<b>131</b>	<b>151</b>	<b>-20</b>	<b>-13.2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>
ビルメンテナンス業		76	81	-5	-6.2			
産業廃棄物処理業		26	35	-9	-25.7			
<b>その他</b>		<b>220</b>	<b>219</b>	<b>1</b>	<b>0.5</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
警備業		46	28	18	64.3			

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

### 3-2 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

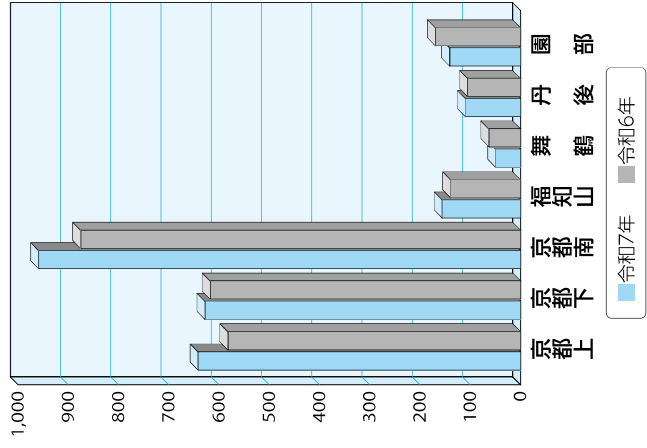
(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

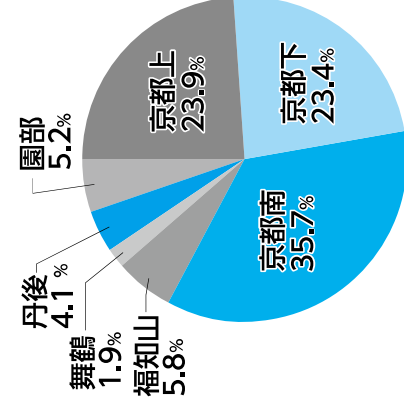
署別	休業4日以上の死傷災害					
	令和7年			令和6年		
	死傷災害	構成比(%)	増減数	死傷災害	構成比(%)	増減率(%)
京都労働局	2,694	100.0%	134	5	100.0%	5.2%
京都上	644	23.9%	60	4	22.8%	10.3%
京都下	630	23.4%	11	1	24.2%	1.8%
京都南	962	35.7%	84	-2	34.3%	9.6%
福知山	157	5.8%	17		5.5%	12.1%
舞鶴	50	1.9%	63	2	2.5%	-20.6%
丹後	110	4.1%	106	4	4.1%	3.8%
園部	141	5.2%	-29	170	6.6%	-17.1%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

監督署別 対前年比較



令和7年 監督署別 発生割合



### 3-3 令和7年 京都府内の監督署別・業種別 労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

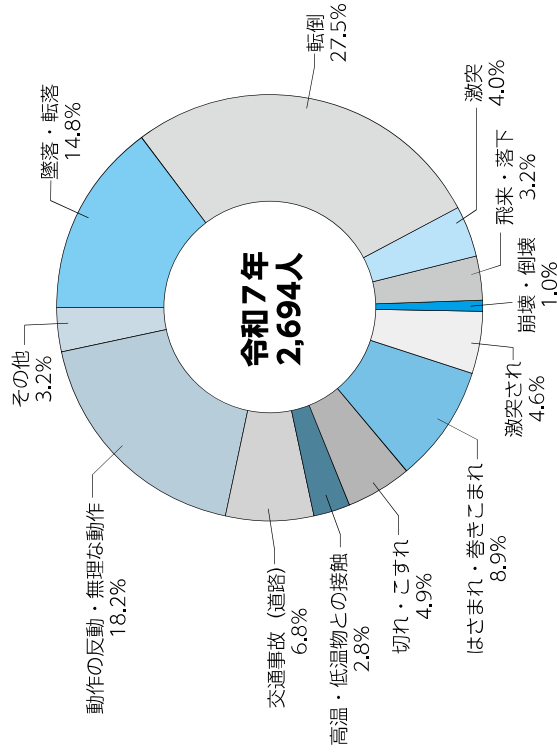
業種	年別					休業4日以上の死傷災害				
	京都局	京都上	京都下	京都南	福知山	舞鶴	丹後	園部		
	2,694	644	630	962	157	50	110	141		
全産業	487	36	117	224	45	9	17	39		
製造業	173	14	37	84	16		7	15		
食品製造業	23	3	7	8	2		3			
繊維製品製造業	15		1	3	4	2	1	4		
木材・木製品・家具等製造業	30	4	5	15	2	1	1	2		
パルプ・紙・印刷・製本業	42	3	7	22	7		1	2		
化学工業	13			6	1	2	1	3		
窯業土石製品製造業	19		8	6	2			3		
鉄鋼・非鉄金属製造業	49	1	8	34	4			2		
金属製品製造業	25	1	13	11						
一般機械器具製造業	25	3	7	8	5			2		
電気機械器具製造業	16	2	6	2	2			2		
輸送用機械等製造業	5	1	1	2		1				
電気・ガス・水道業	52	4	17	23		1	3	4		
その他の製造業	5			2	2			1		
鉱業	238	71	43	66	19	7	19	13		
建設業	51	12		24	5	2	4	4		
土木工事業	130	53	27	22	9	1	12	6		
建築工事業	38	20	3	3	3		6	3		
木造家屋等建築工事業	57	6	16	20	5	4	3	3		
その他の建設業	347	48	79	181	13	6	5	15		
運輸業	100	39	34	18	2		3	4		
鉄道等・道路旅客運送業	242	8	44	163	11	6	2	8		
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	5	1	1					3		
その他の運輸交通・港湾運送業	50	17	1	11	6	1	4	10		
農林・畜産・水産業	18	8			3		3	4		
林業	493	120	119	176	25	11	24	18		
商業	323	93	71	96	19	9	21	14		
小売業	20	4	13	2				1		
金融・広告業	471	158	97	153	22	3	18	20		
保健衛生業	350	118	68	110	20	3	15	16		
社会福祉施設	232	76	71	57	4	4	11	9		
接客娯楽業	50	18	21	2			8	1		
旅館業	149	56	44	35	4	4	2	4		
飲食店	15	1	10				1	3		
ゴルフ場の事業	131	44	36	30	12	4	1	4		
清掃・と畜業	76	36	21	9	6	3		1		
ビルメンテナンス業	26	2	1	16	4	1		2		
産業廃棄物処理業	220	70	54	60	9	5	11	11		
その他	46	10	13	19	2		1	1		
警備業										

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。



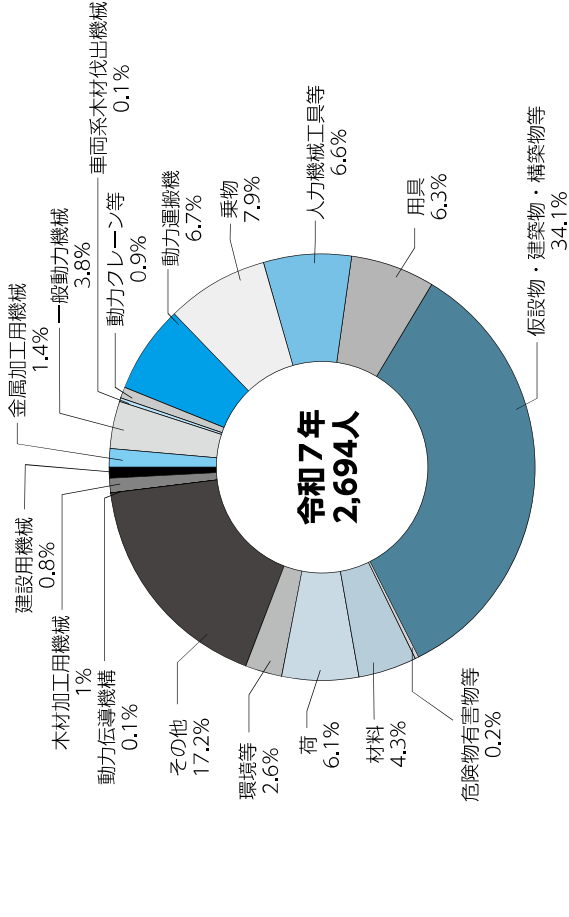
### 3-6 令和7年労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)  
(全産業 2,694人)



### 3-7 令和7年労働災害発生状況 起因物別

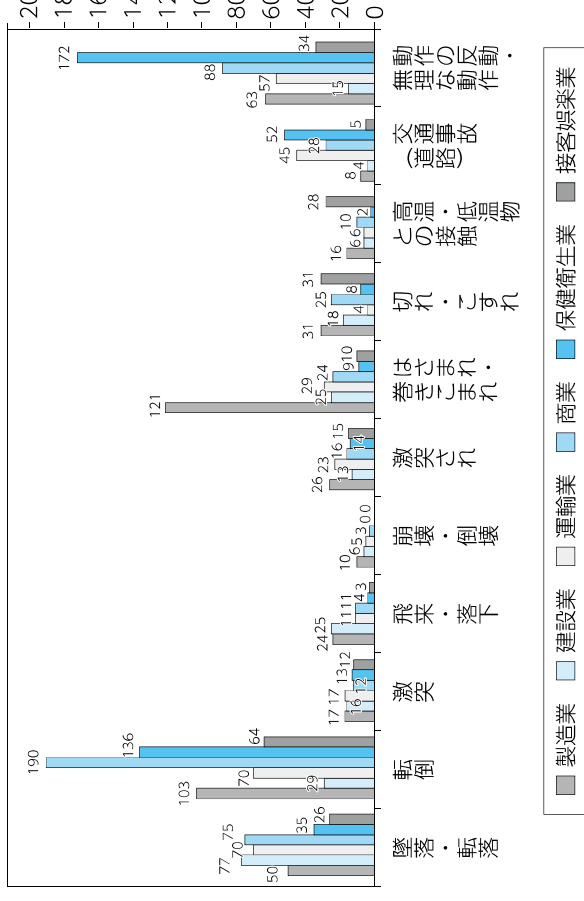
(新型コロナウイルス感染症関連を除く)  
(全産業 2,694人)



資料：休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。

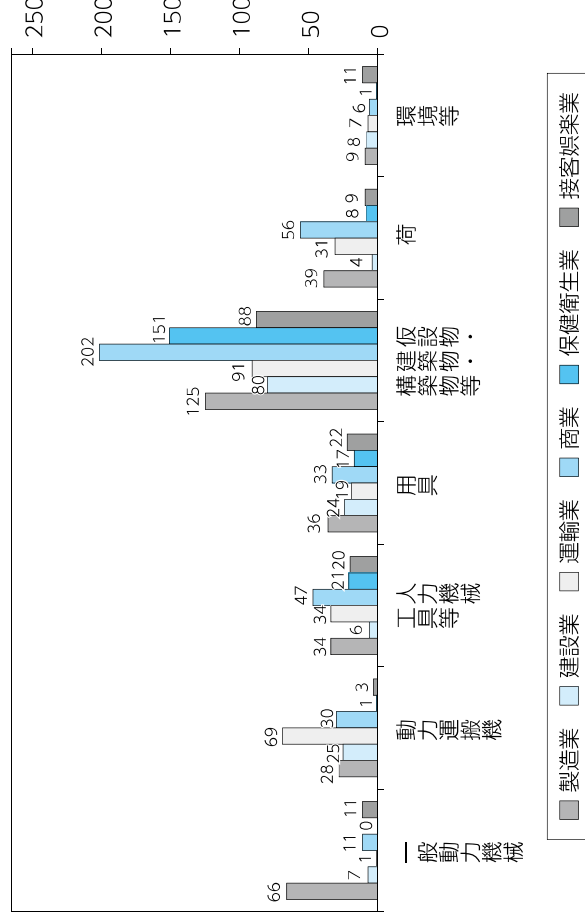
### 3-8 令和7年労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)  
(重点業種別)



### 3-9 令和7年労働災害発生状況 起因物別

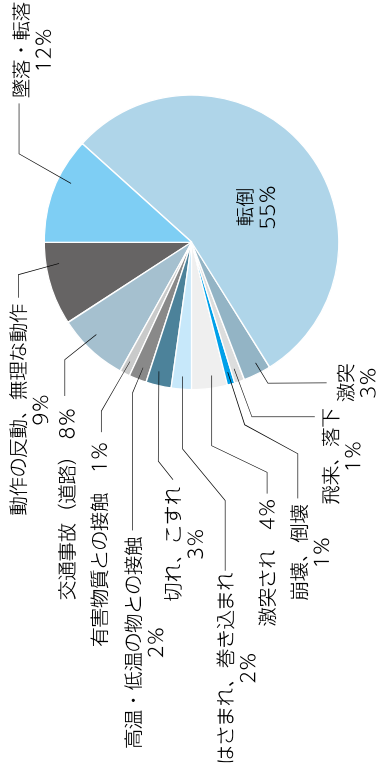
(新型コロナウイルス感染症関連を除く)  
(重点業種別)



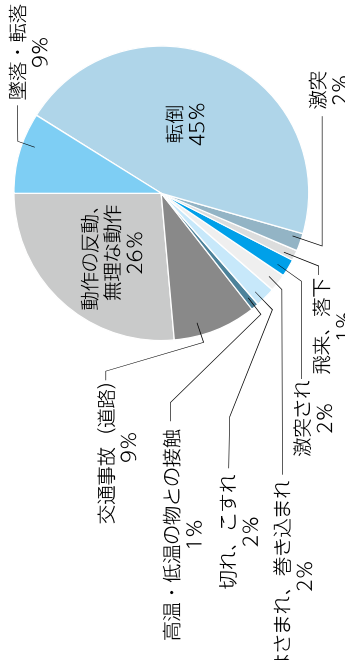
※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。



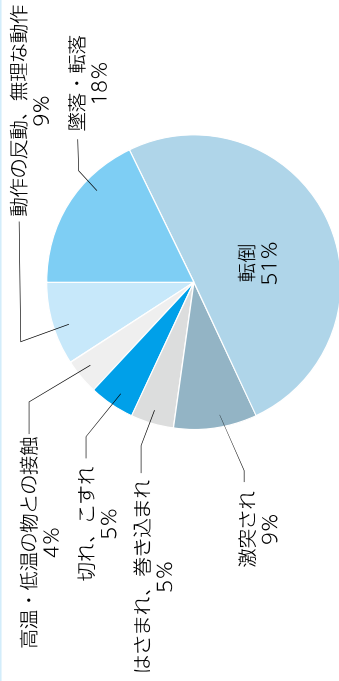
### 商業 177人



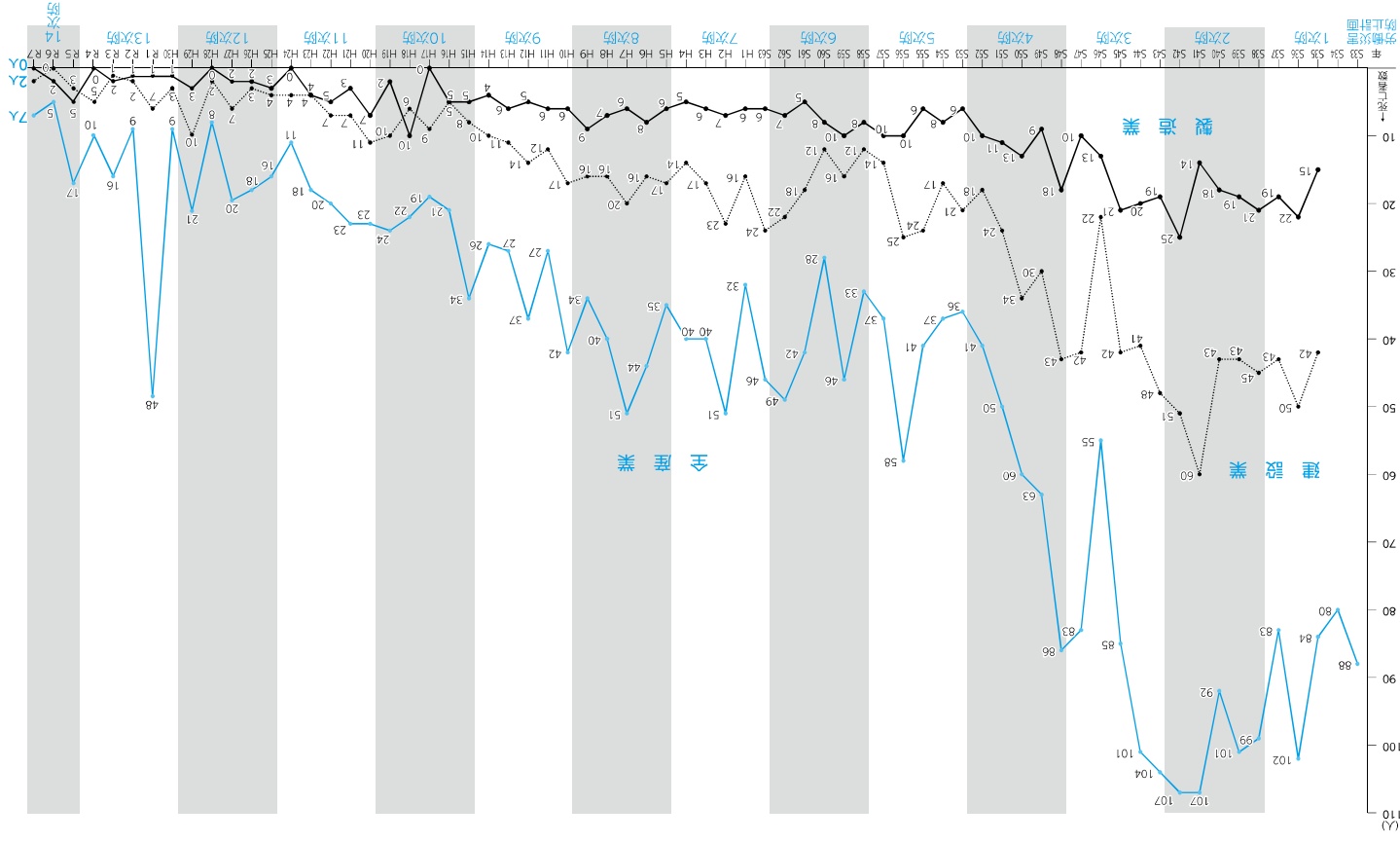
### 保健衛生業 175人



### 接客娯楽業 57人



## 4 死亡災害の推移 1次防から過去68年 (昭和33年～令和7年)



※休業4日以上の死傷災害数（割合）は労働者死傷病報告による。

## 5 令和7年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

京都労働局

### 1. 業種別発生状況

	7年	6年	増減
<b>全産業</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
製造業		2	-2
鉱業			
建設業	2		2
運輸業	1	2	-1
農林・畜産・水産業			
商売業	2		2
その他	2	1	1

### 業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	7年	6年	増減
<b>建設業 総計</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>
土木工事業			
建築工事業	2		2
木造家屋等建築工事業			
その他の建設業			

### 3. 起因物別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
<b>起因物 総計</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
原動機			
動力伝導機構			
木材加工用機械			
建設機械等			
金属加工用機械			
一般動力機械			
動力クレーン等			
動力運搬機	1	3	-2
乗用車	1		1
化学設備			
溶接装置			
電気設備			
人力機械工具等			
用具			
その他の装置・設備			
仮設物・建築物・構築物等	2	1	1
物質・危険物・有害物等			
材料			
荷物		1	-1
環境等	1		1
その他の起因物			
起因物なし	2		2
分類不能			

### 2. 事故の型別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
<b>事故の型別 総計</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
墜落・転落	3	2	1
転倒			
激突			
飛来・落下	1	-1	
開壊・倒壊			
激突	1	-1	
はさまれ・巻き込まれ			
切れ・こすれ			
踏み抜き			
おぼれ			
高温・低温の物との接触			
有害物等との接触			
感電			
爆発			
破壊			
火災			
交通事故(道路)	2	1	1
交通事故(その他)			
動作の反動・無理な動作			
その他	2		2
分類不能			

### 4. 年齢別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
<b>全年齢</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
19歳以下			
20歳以上29歳以下	1		1
30歳以上39歳以下		1	-1
40歳以上49歳以下	1	2	-1
50歳以上59歳以下	2	1	1
60歳以上	3	1	2

### 5. 監督署別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
<b>京都労働局</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
京都市上署	4		4
京都市下署	1	1	
京都南署	1	3	-2
福知山署			
舞鶴署		2	-2
丹波後部署	1		1
丹波前部署			

※データは死亡災害報告による。

## 6 令和7年 死亡災害一覧

京都労働局

令和7年3月末確定

No	災害発生月時	業種	事故の型	起因物	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	1月11時	商業 その他の小売業	その他	起因物なし	男60代 1～9人	長時間労働により旅行先で死亡した。
2	2月16時	建設業 鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等(足場)	男20代 1～9人	高さ20メートルの足場作業床上で、ウィンチで巻き上げられた足場材を受け取る際、絡み合った足場材の絡みを解こうと、足場から身を乗り出し、揺さぶったところ、足場の手すり以外、地上まで墜落した。
3	3月9時	その他の事業 その他の事業-その他	その他	起因物なし	男40代 1～9人	長時間労働により研修先で死亡した。
4	5月1時	運輸業 一般貨物自動車運送業	交通事故(道路)	動力運搬機(トラック)	男60代 10～29人	トラックを運転中、道路を塞いでいた倒木に衝突した。
5	6月14時	建設業 その他の建築工事業	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等(墨組、はり、もや、けた、合掌)	男50代 1～9人	小学校塔屋上の防水作業において、校舎屋根部分から1階玄関ひしまで37メートル墜落した状態で発見された。
6	7月16時	商業 新聞販売業	交通事故(道路)	乗物(乗用車、バス、バイク)	男70代 30～49人	配達用バイクで夕刊配達中、側溝に転落した。
7	9月15時	その他の事業 その他の事業-その他	墜落、転落	環境等(地山、岩石)	男50代 100～299人	道路斜面点検調査において、異常・損傷等の点検作業を行うため、当該対象範囲に立ち入った際に、斜面(最大斜度約80度)で足を滑らせ、34メートル下の川面まで滑落した。

### 全産業 7

【製造業0 鉱業0 建設業2 運輸業1 林業0 商業2 その他2】

## 7 令和7年 定期健康診断実施状況（業種別）

業種	区分	健康実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		全国 有所見率 (%)
				人数	有所見率 (%)	
全業		2,494	256,653	158,810	61.88	59.68
製造業		646	76,592	46,367	60.54	58.11
食品製造業		120	14,206	8,306	58.47	58.59
繊維工業		9	851	480	56.40	58.14
衣服・繊維		2	146	91	62.33	60.72
木材・木製品		4	397	262	65.99	63.93
家具・装具		1	70	57	81.43	59.73
パルプ・紙		13	973	625	64.23	64.75
印刷・製本		40	3,305	1,983	60.00	59.77
化学工業		73	7,248	4,124	56.90	56.66
窯業・土石		20	2,030	1,419	69.90	60.71
鉄鋼業		7	366	246	67.21	54.88
非金属製品		9	641	459	71.61	55.87
金属製品		56	3,981	2,532	63.60	61.34
一般機械		100	15,067	9,008	59.79	58.98
電気機械		101	16,607	10,082	60.71	57.87
輸送機器		28	5,442	3,013	55.37	53.99
電気・ガス・熱供給・水道業		15	1,871	1,549	82.79	69.88
他の製造業		48	3,391	2,131	62.84	60.72
鉱業		1	51	38	74.51	70.20
建設業		45	3,342	2,177	65.14	65.09
土木		8	564	361	64.01	70.34
建築		20	1,422	890	62.59	63.52
他の建設業		17	1,356	926	68.29	63.94
運輸交通業		209	16,428	11,692	71.17	66.21
鉄道		29	2,580	1,434	55.58	49.61
道路		79	7,277	5,783	79.47	74.35
旅客運輸		100	6,510	4,425	67.97	67.36
他の運輸業		1	61	50	81.97	65.55
貨物取扱業		25	1,925	1,162	60.36	62.98
陸上貨物		23	1,796	1,081	60.19	62.72
港湾		2	129	81	62.79	64.31
農林業		0	0	0	0.00	67.70
畜産・水産業		407	28,086	17,875	63.64	58.53
商業		63	7,998	4,895	61.20	63.59
金融・広告業		8	196	121	61.73	58.81
映画・演劇業		30	4,410	2,802	63.54	52.18
通信業		148	23,807	14,685	61.68	62.84
教育・研究業		442	50,861	30,610	60.18	58.05
保健衛生業		160	6,680	3,679	55.07	56.40
接客娯楽業		66	5,168	3,969	76.80	57.99
清掃・と畜業		2	69	65	94.20	69.70
官公署		242	31,040	18,673	60.16	64.43
他の事業						59.07

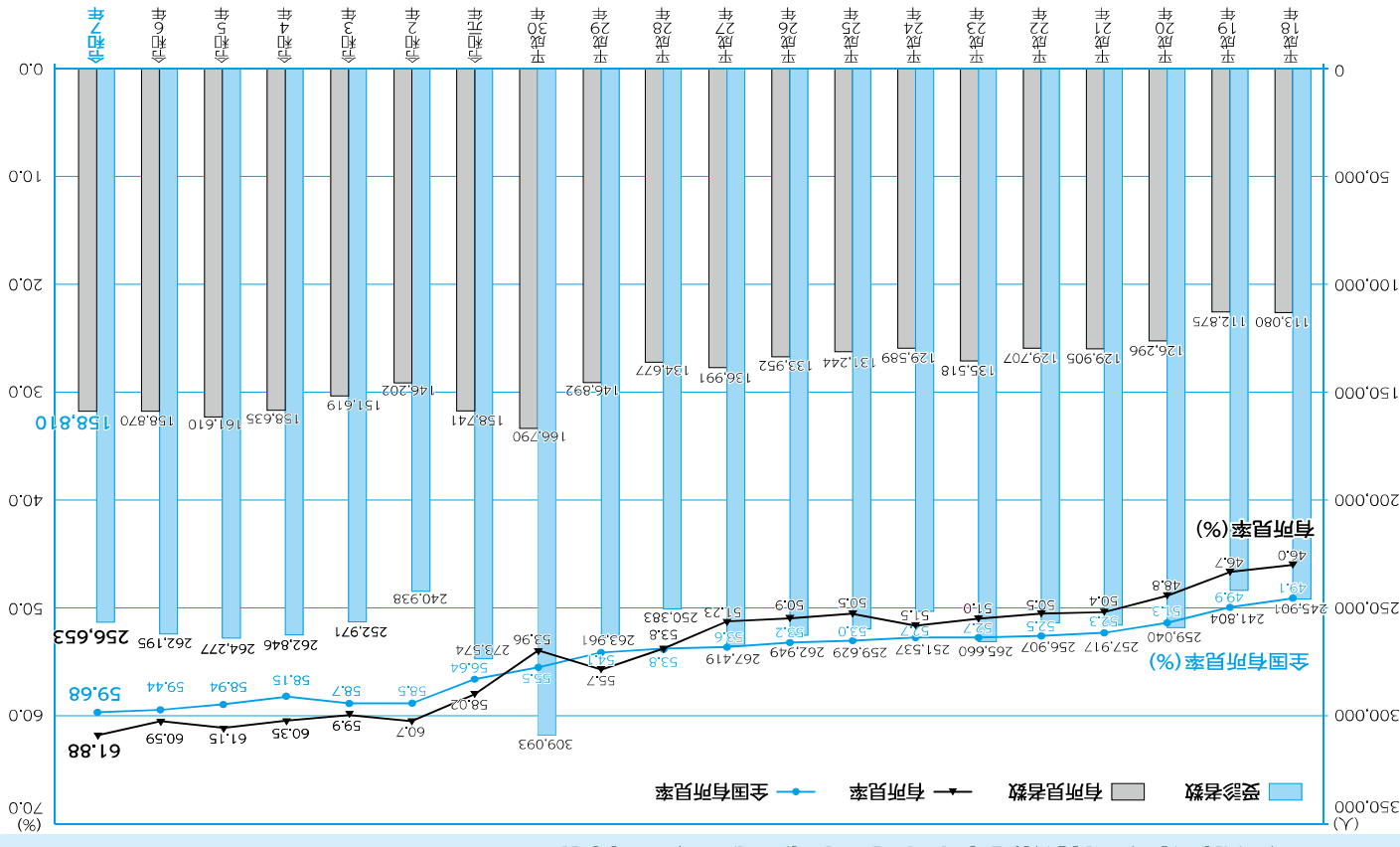
資料：定期健康診断実施報告

- (注) 1 「健康実施事業場数」欄は健康実施事業場数である。  
 2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが所見であった者（他業所見のみを除く）の人数である。  
 3 「有所見率」は、「所見のあった人数（他業所見のみを除く）」を受診者で割った値である。  
 4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である（以下、項目10(23ページ)まで同様）。

## 8 定期健康診断の実施状況

令和7年の定期健康診断の有所見率は61.88%で、全国有所見率を2.20ポイント上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

### 8-1 定期健康診断有所見率(%)等の推移（過去20年間）





## 10 令和7年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

対象業務	区分	健康実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有見率(全国)
				人数	有見率(%)	
指導勸奨特特殊健診 合計		394	18,504	1,955	10.57%	12.66%
紫外線・赤外線		44	1,296	58	4.48%	4.16%
騒音作業		145	5,570	746	13.39%	18.79%
有機りん剤		1	5	0	0.00%	2.00%
二硫化炭素(有機則適用以外のものに限る)		1	20	1	5.00%	23.48%
脂肪族の塩化又は臭化化合物		2	9	0	0.00%	2.62%
よう素		2	4	0	0.00%	1.89%
超音波溶着機		1	2	1	50.00%	7.29%
メチレンジフェニルイソシアネート		6	31	0	0.00%	1.53%
都市ガス配管工事		1	68	0	0.00%	2.03%
チェーンソー		1	12	4	33.33%	14.98%
チェーンソー以外(振動)		15	770	37	4.81%	6.07%
重量物取扱い作業等(介護作業等)		164	6,246	869	13.91%	19.84%
引金付工具(額肩腕)		10	730	25	3.42%	2.25%
VDT作業		37	2,700	214	7.93%	9.39%
レーザー機器		47	1,041	0	0.00%	5.86%

(注) 指導勸奨特特殊健診 合計の健康実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健康実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健康実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

## 11 労働者死傷病報告等労働安全衛生法関係の一部の手続きの電子申請化が義務化されています

※ 令和7年1月1日から、労働者死傷病報告のほか、以下の報告等も、電子申請が義務化されています。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことで、スムーズに電子申請ができます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイドランスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」

スマートフォンからの電子申請も可能です / 入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから ▶

厚生労働省ホームページにリンクします

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 12 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて～

計画期間： 2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

## 計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人      ↑      14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上の死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人      ↑      2027年 2,489人未満

## アウトプット指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき取組を複数行う事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づき措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・林業における死傷者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

2023. 4. 20

## アウトプット指標

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年（令和7年）までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づきリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。ともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年（令和9年）までに80%以上とする。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標  
※「アウトカム指標」とは … 達成目標

## 8つの重点対策

① 意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

## アウトカム指標

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して5%以上減少させる。

- ・熱中症による死傷者数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して、減少させる。

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進  
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進  
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

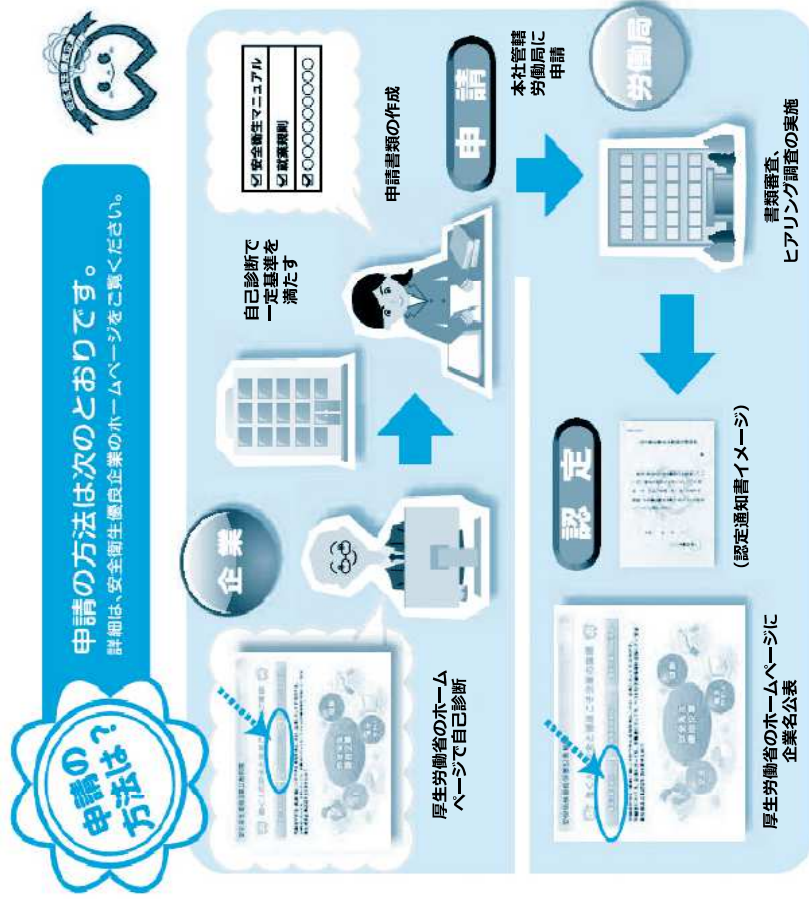
⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進  
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



## 13 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

### 安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。  
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



### 申請 Q&A

- Q どんな企業が申請できるのですか？  
A 労働者を雇用するすべての企業、法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？  
A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q 認定期間は毎年ですか？  
A 3年間です。3年経過後は、再度申請が必要になります。
- Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいのですか？  
A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていない場合は項目を満たしていない、というものはありません。
- Q 認定を受けた後に、要件を満たさない評価項目が発生した場合に、どうすればよいですか？  
A 何らかの事情により満たさない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありまますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

職場の安全を応援する情報発信サイト/  
**職場のあんぜんサイト**

詳細は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内の「安全衛生優良企業公表制度」のページをご覧ください。  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

安全衛生優良企業公表制度 検索



## 14 SAFE コンソーシアム・SAFEアワードのご案内

「SAFEコンソーシアム」は、労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現のため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めることを目的としており、その中で、労働災害防止に向けた取組を実施している企業や団体等の優良な取組事例を、毎年表彰しています（「SAFEアワード」）。ぜひ「SAFEコンソーシアム」への加盟及び「SAFEアワード」へのご応募をいただきますよう、お願いいたします。 ※「SAFEアワード」は、「SAFEコンソーシアム」加盟者であれば、業種問わず応募が可能です。



### コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いままでもなく全ての人の願いですが、今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、雇用や雇構などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が生まれてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていくことを目指しています。

### 加盟メリット

- ロゴマークの提示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

### 取組

- 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 安全で安心して働ける職場の実現に向けた連携・周知啓発(シンポジウム)



SAFE コンソーシアムポータルサイト

← 加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>

SAFE コンソーシアム X @safe\_mhlw [https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



### SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りしてします。※複数部門に応募可能です。

(令和7年度受賞事例が公表されています →)

京都労働局では、SAFEコンソーシアム事業との有機的連携を図るため「+safe協議会（小売業）」及び「+safe協議会（介護施設）」を運営しています。

また小売業の事業場に対しては、「京の+SAFE（小売業）Membership制度」を令和8年4月から始めました。

(京の+SAFE（小売業）Membership制度についてはこちら →)



# 15 転倒による労働災害防止に向けた取組の徹底について



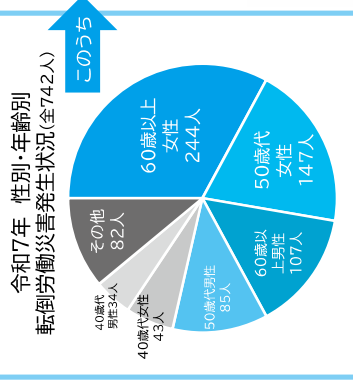
～転倒災害のうち78.6%が50歳以上の労働者です～

京都労働局 労働基準部 健康安全課

京都労働局管内における令和7年労働災害(死亡又は休業4日以上)の労働災害(新型コロナウイルス感染症関係を除く)による死傷者数は2,694人であり、このうち「転倒」によるものが742人(全体の27.5%)と最も多くなっています。

「転倒」による労働災害に関し、年齢別では、60歳以上の女性が244人と最も多く、次に50歳の女性が147人、60歳以上の男性が107人、50歳の男性が85人となっており、「転倒」による労働災害は、(性別を問わず)50歳以上が占める割合は全体の78.6%(うち、60歳以上の高年齢者が占める割合は全体の47.3%)、女性に限ると全体の52.7%と、「転倒」による労働災害は、性別や年齢を重ねることによって発生する危険性が大きくなることが顕著に表れています。

法改正により、令和8年4月11日から、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりましたので、高年齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針[令和8年2月10日公示])に基づき、高年齢者の就業状況、業務の内容等の実情に応じ、国、関係団体等の支援も活用しながら、実施可能な労働災害防止対策から積極的に取り組みしましょう。



**【転倒による怪我の概観】**

- 骨折 519人(全体の69.9%)
- 打撲傷 106人(同14.3%)
- 関節の障害 88人(同11.9%)など

**【骨折による平均休業日数】**  
(※労働者死傷届出報告による休業見込日数)  
55日



エイジフレンドリー指針・通達、各対策等  
(厚労省HP)



# 転倒による主な労働災害の原因と対策

## 1 「つまずき」による転倒

対策の確認	原因	労働災害事例と対策
<input type="checkbox"/>	(なし)	何もないうちからつまずいて転倒、足がもつれて転倒 【対策】転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入▶
<input type="checkbox"/>		作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 【対策】バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底▶
<input type="checkbox"/>		通路等の凹凸につまずいて転倒 【対策】敷地内(特に従業員用通路)の凹凸、陥没穴等(ごくわずかなものでも危険)を把握し、その解消▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒 【対策】適切な通路の設定、敷地内駐車場等の路面上の障害物(車止め等)の「見える化」▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路上の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 【対策】設備、什器等の角の「見える化」▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路のコーダなどにつまずいて転倒 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い 【対策】転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールの設定及び当該ルールの遵守徹底

## 2 「滑り」による転倒

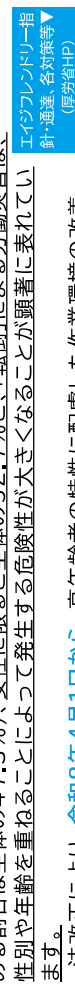
対策の確認	原因	労働災害事例と対策
<input type="checkbox"/>		凍結した通路等で滑って転倒 【対策】通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所に融雪マット等の設置▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 【対策】水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持▶ (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
<input type="checkbox"/>		水場(食品加工場等)で滑って転倒 【対策】滑りにくい履き物の使用[労働安全衛生規則第558条]、防滑床材・防滑グレーチング等の導入(摩擦している場合は再施工)、接続エリアまで濡れないよう処置▶
<input type="checkbox"/>		雨で濡れた通路等で滑って転倒 【対策】雨天時に滑りやすい敷地内の場所を把握し、防滑処置等の対策実施

# 安全衛生教育の実施

高年齢者など転倒による労働災害が発生する危険性が大きい労働者に対する教育は、自らの身体機能の低下が労働災害の危険性につながることを自覚を促し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させるため、時間をかけながら、写真や図・映像等文字以外の情報を活用しながら行いましょう。また、特に高年齢者が再雇用や再就職等により、経験のない業種、業務に従事する場合は、特に丁寧な教育訓練を実施しましょう。

本リーフレット裏面の「転倒による主な労働災害の原因と対策」を基に各職場の作業環境等の点検・改善を行います。なお、厚生労働省では、安全衛生に関する専門家を活用したりスクアセスメントの実施を前提とした上で、高年齢者の労働災害防止のための施設、設備等改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」を設けていますので、同補助金の活用も検討し、効果的に職場環境の改善を進めましょう。

エイジフレンドリー補助金(厚労省HP)



転倒災害防止対策の資料・教材等(職場の安全サイトHP)

### エイジフレンドリー指針を踏まえ事業者等が特に留意すべき取組事項

職場における作業環境等の点検・改善

本リーフレット裏面の「転倒による主な労働災害の原因と対策」を基に各職場の作業環境等の点検・改善を行います。なお、厚生労働省では、安全衛生に関する専門家を活用したりスクアセスメントの実施を前提とした上で、高年齢者の労働災害防止のための施設、設備等改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」を設けていますので、同補助金の活用も検討し、効果的に職場環境の改善を進めましょう。

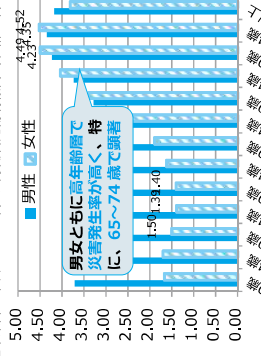
## 16 高齢者の労働災害防止のための指針の概要 (エイジフレンドリー指針)

厚生労働省は、令和8年2月に「高齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針。以下「指針」）を公表しました。  
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

### 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。  
(令和3年は25.7%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ、高齢層が高い。  
(30歳前後の最小値と比べ65～74歳では男性2倍、女性3倍)。
- 京都市労働局における令和7年の休業4日以上の死傷者数は2694人でしたが、60歳以上の労働者の占める割合は31.4%、50歳以上では59.1%となり、京都市内での労働災害の5人に3人は50歳以上の労働者で発生しています。

＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）令和3年＞  
出典：労働力調査（基本集計・年次・2021年）、労働者死傷届報告（令和3年）



### 高齢者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要です

新たに公表された指針では、事業者が講ずべき措置として以下の取組が求められています。

- 1 安全衛生管理体制の確立
  - (1) 安全衛生管理体制の確立等
  - (2) 危険減の特定等のリスクアセスメント
- 2 職場環境の改善
  - (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - (2) 高齢者の特性を考慮した作業環境
- 3 高齢者の健康や体力の把握
  - (1) 健康状態の把握
  - (2) 体力の把握
  - (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応
  - (1) 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
  - (2) 高齢者の状況に応じた業務の提供
  - (3) 心身両面にわたる健康増進措置
- 5 安全衛生教育
  - (1) 高齢者に対する教育
  - (2) 管理監督者等に対する教育

国・関係団体等による支援も活用して高齢者が安心・安全に働ける職場づくりを実現しましょう。

- 中小企業や第三次産業の事業場における高齢労働者労働災害防止対策の取組事例の活用
- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- 補助金の活用
- 社会的評価を高める仕組みの活用
- 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

高齢労働者の安全衛生対策に取り組む事業者への国による支援

### エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金は、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、**中小企業事業者による高齢労働者の労働災害防止対策やコロナヘルス等の労働者の健康増進のための取組に対して補助を行うものです。**

令和8年度も予定していますので、ぜひご活用ください。

- ※ この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。
- ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、**厚生労働省ホームページ**をご確認ください（右の二次元コードから令和7年度の案内ページにアクセスできます）。



高齢労働者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。



#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスをを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスをを行います。
- ◆ 現場巡視における目的付け所のアドバイスをを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理財指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

### 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料



高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は  
厚生労働省ホームページに掲載しています



# 「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」



治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

## 両立支援はなぜ必要？

- ① 疾病を抱える労働者の状況
  - ・ 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院しています。
  - ・ 一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向にあります。
  - ・ 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は約4割。
- ② 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上
  - ・ 治療技術の進歩により、「厚く付き合う病氣」とされていた疾病の生存率が向上し、「厚く付き合う病氣」に変化しつつあります。
  - ・ 病氣＝離職とは限らなくなっています。
- ③ 病氣になった人も仕事を続けたい！
  - ・ 仕事を持ちながらがんで通院している労働者の数は約45万人。
  - ・ 生計を維持するためや、治療費のためはもちろんです。自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病氣と闘う励みになり、生きがいになります。

社員が病氣になつてしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？  
辞められたら困る！



## 両立支援ナビをチャエック



厚労省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、  
・ 指針に沿った取組の実践的ガイド  
・ 企業の取組事例  
など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



## 専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、  
・ 研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援  
・ 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援  
等支援が無料で受けられます。



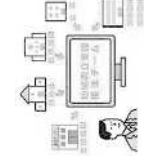
## 両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。  
両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けられることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



## 地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、  
・ 両立支援のイベントの実施  
・ 事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報提供  
等を行っています。

(令和8年3月)

## 指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

### 治療と就業の両立支援指針

#### 留意事項

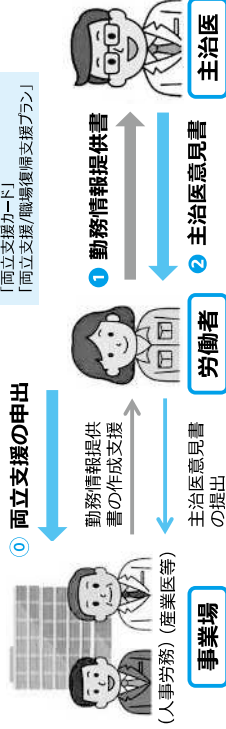
- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

#### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病氣休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等)

#### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー



様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

## 19 労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

# ストレスチェックが義務になります！

ストレスは見えます。チェックしましょう。



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされています。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。(施行期日は公布後3年以内(政令で定める日))

### ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。



京都労働局・管下労働基準監督署

## 治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

### 職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時(土曜は17時)
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	(予約制) 水曜 10時～16時

### 労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

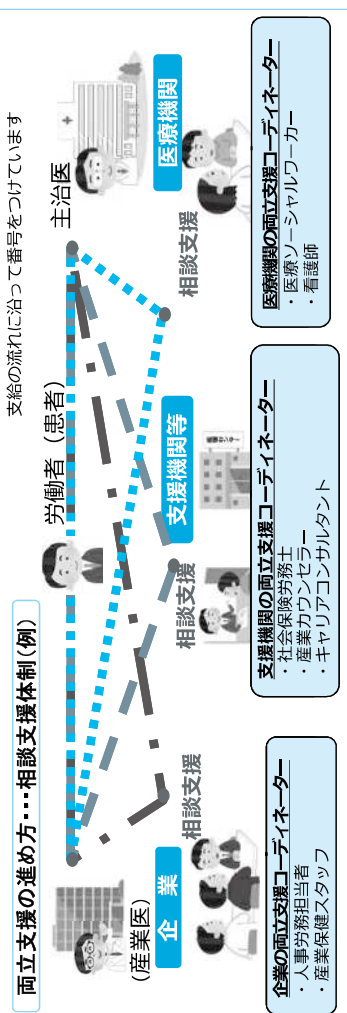
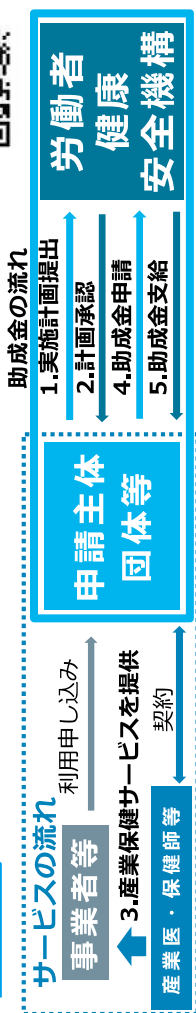
名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
( <b>両立支援・助成金</b> についての相談) 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーハネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600 (ナビダイヤル) 0570-783046	(予約受付) 平日 9時～16時 平日 9時～16時 13時～18時

## 団体経由産業保健推進助成金のご案内

(独)労働者健康安全機構が、産業保健活動総合支援事業費補助金の一部で行う助成金の制度です。



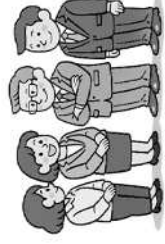
- 助成対象** 商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体(労働保険事務組合等)
- 助成対象事業** 傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う、産業保健サービスの提供事業(医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による支援等)
- 助成額** 年度・申請時期で異なります。



(R6.3)

## ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上**や**人材の確保・定着**、**企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした観点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



## 小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めよう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。  
 ※**マニュアルの簡略版(スタートガイド)**もありません



### 専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



### サポートダイヤル

**ストレスチェック制度サポートダイヤル**では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフが応じます。  
 電話番号：  
 0570-031050  
 (全国統一ダイヤル)

受付時間：  
 平日10時～17時  
 (土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人 労働者健康与安全機構

### 「このころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスサポートサイト「**このころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など)を広く掲載しています。



(令和8年3月)

## 20 建築物・工作物、船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰あり)されていますが、それ以前に着工した建築物・工作物、船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事等で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、**肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要で、

### 工事開始前の石綿の有無の調査

■ 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務です

■ 事前調査・分析調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務となります(令和5年10月～、工作物の事前調査のみ令和8年1月～)

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

■ 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です

■ 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム(入木可)で報告することが義務です

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

■ 除去工事が終わって作業場の隔離を解除前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

■ 石綿が含まれている仕上塗材を「**エアスクライム**」等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です

### 石綿含有仕上塗材等の除去工事に対する規制

■ 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等に当たらない方法で行うことが原則義務です

### 写真等による作業の実施状況の記録

■ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

## 工事・作業別の規制内容の早見表

工事の種類	規制内容	
	全ての解体・改修工事	建築物 工作物 船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	●
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	※1 ●	●
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	●	●
計画の届出(工事開始の14日前まで)	●	●
※1 床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る	●	●
※2 特定の工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る	●	●
※3 3年未満の敷地20㎡以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る	●	●
※4 吹付石綿等(レイン1建材)または石綿含有保温材等(レイン2建材)がある場合に限る	●	●
※5 令和8年1月1日から施行(対象は告示で定められる一部の工作物)	●	●

### ■ 工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)

作業の種類	主な規制内容	
	事前調査結果の作業場への搬入付け、掲示	石綿作業主任者の選任・職務実施
作業場所の隔離	●	●
作業場に対する特別教育の実施	●	●
作業時に対する石綿等の粉じんの発散を防止する措置	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●
石綿作業場であることを標示	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●

(R6.4)



## 23 お役立ちリンク集（安全・衛生）



### 厚生労働省ホームページ

#### 「職場のあんぜんサイト」

…労働災害統計、労働災害事例、各種教材・ツール  
化学物質対策へのリンク等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「転倒災害の防止」

…リーフレット、事例集、動画等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「高齢労働者の安全衛生対策について」

…高齢者の労働災害防止のための指針、エイジフレンドリー補助金事業」を含む資料・リーフレット等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「外国人労働者の安全衛生管理」

…パンフレット、外国人労働者向け教材等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 （職場における熱中症予防対策）

…キャンペーン実施要綱、リーフレット、関連ページへのリンク等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「治療と仕事の両立支援ナビ」

…治療と就業の両立支援指針、リーフレット、各種マニュアル、ハンドブック、取組事例等があります



### 厚生労働省ホームページ

#### 「ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策」

…ストレスチェックの実施方法等について、事業者（50人以上、50人未満）、労働者、面接指導担当医師、実施期間向けのマニュアル、リーフレット、相談窓口へのリンク等があります



### 京都産業保健総合支援センターホームページ

…センター事業の概要、相談窓口、研修・セミナーの案内  
新着情報、労働者数50人未満の事業場向け産業保健  
サービスを展開する地域産業保健センター窓口  
（府内7か所）の案内等があります

